

2014 年 2 月 17 日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—産業政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 303 号 ）

商務部、 独占禁止に係る経営者集中審査で 簡易審査の適用基準を明確化

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

商務部は、2014 年 2 月 11 日付で『経営者集中簡易案件適用標準に関する暫定規定』（商務部公告 2014 年第 12 号、以下『12 号公告』という）を公布しました。独占禁止に係る経営者集中審査において簡易審査を適用する基準を明確化しており、2014 年 2 月 12 日より施行されています。

□ 適用撤回条件も合わせて明記

経営者集中審査とは、合併や買収（M & A）等の「経営者の集中」が発生する取引が市場競争を排除・制限するおそれがないかを判断する、『独占禁止法』（主席令第 68 号）に定める行政手続です。『12 号公告』は、経営者集中審査における簡易審査の適用基準を以下のように定めています（第 2 条、第 3 条）。

【図表】経営者集中に係る簡易審査の適用基準

簡易審査を適用する状況	簡易審査の適用除外となる状況
✓ 同一関連市場において、集中に参加するすべての経営者の占める市場シェアの合計が 15%を下回る場合 ✓ 上流・下流関係の存在する集中に参加する経営者の上流・下流市場に占めるシェアが共に 25%を下回る場合 ✓ 同一関連市場になく、上流・下流関係の存在しない集中に参加する経営者の、取引に関連する各市場に占めるシェアが共に 25%を下回る場合 ✓ 集中に参加する経営者が中国国外に合併企業を設立し、合併企業が中国国内で経済活動に従事しない場合 ✓ 集中に参加する経営者が国外企業の持分もしくは資産を買収する場合、当該国外企業が中国国内で経済活動に従事しないこと ✓ 2 名以上の経営者が共同支配する合併企業が、集中を通じてその中の 1 名もしくは 1 名以上の経営者により支配される場合	✓ 2 名以上の経営者が共同支配する合併会社が、集中を通じてその中の 1 名の経営者に支配され、当該経営者と合併企業が同一関連市場の競争相手に属する場合 ✓ 経営者集中に係わる関連市場の画定が難しい場合 ✓ 経営者集中が市場参入、技術の進歩に対して不利な影響をもたらす可能性がある場合 ✓ 経営者集中が消費者およびその他の関連経営者に対して不利な影響をもたらす可能性がある場合 ✓ 経営者集中が国民経済の発展に対して不利な影響をもたらす可能性がある場合 ✓ 商務部が市場競争に対して不利な影響をもたらす可能性があるとして認定したその他の状況

『12号公告』は、商務部が簡易審査の適用を撤回できる条件も合わせて明記しています。その条件は、(1) 申告者が重要な状況を隠匿または虚偽資料、誤解を招く情報を提供した場合、(2) 経営者集中が競争を排除、制限する効果を有する、もしくは有する可能性があるとして第三者が主張し、関連証拠を提出した場合、(3) 商務部が集中取引状況もしくは関連市場の競争状況に重大な変化が発生したことを発見した場合、とされています（第4条）。

＊

『12号公告』は、簡易審査の手続方法や申請書類等について明記していません。関連規定が別途、公布される可

能性もありますが、簡易審査を適用するかどうかを判断するのは商務部であることから、経営者集中審査を申請する企業は当面、これまでと同様の申請書類を用意する必要があるとみられます。一方で、簡易審査の適用基準に合致するM&Aについては、商務部の審査手続期間が従来に比べて大幅に短縮化されることが期待されます。

『12号公告』の詳細については、3ページからの日本語仮訳および5ページからの中国語原文をご参照ください。

経営者集中審査の申請書類

- ✓ 申請書（集中に参加する経営者の名称・住所・経営範囲・集中実施予定日を明記）、申請人の身分証明・登録登記証明（国外の申請人は当該国公証機関の公証文書および関連認証文書も提出、代理人が申請する場合は申請人が署名した授權委託書も提出）
- ✓ 集中による関連市場の競争状況に対する影響の説明（集中取引の概況、関連市場の画定、集中に参加する経営者の関連市場における市場シェアおよび市場に対する支配力、市場の主要競争者および市場シェア、市場集中度、市場の参入状況、業界発展の現状、集中による市場競争構造・業界発展・技術進歩・国民経済発展・消費者・その他の経営者に対する影響、集中による関連市場の競争に対する影響の効果評価および依拠）
- ✓ 集中の協議書および関連文書
- ✓ 集中に参加する経営者の会計士事務所による監査を経た前会計年度の財務会計報告
- ✓ 商務部が提出を要求するその他の文書

（『経営者集中申告弁法』第10条）

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性やいは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

商務部
公告 2014 年第 12 号
経営者集中簡易案件適用標準に関する暫定規定

経営者集中簡易案件の適用標準を明確化するため、『中華人民共和国独占禁止法』に基づき、商務部は『経営者集中簡易案件適用標準に関する暫定規定』を制定した。ここに公布し、2014 年 2 月 12 日より施行する。

商務部
2014 年 2 月 11 日

経営者集中簡易案件適用標準に関する暫定規定

第1条 経営者集中簡易案件の適用標準を明確化するため、『中華人民共和国独占禁止法』（以下『独占禁止法』という）および関連規定に基づき、本規定を制定する。

第2条 以下の状況に合致する経営者集中案件を簡易案件とする。

- (1) 同一関連市場において、集中に参加するすべての経営者の占める市場シェアの合計が 15% を下回る場合、
- (2) 上流・下流関係の存在する集中に参加する経営者の上流・下流市場に占めるシェアが共に 25% を下回る場合、
- (3) 同一関連市場がなく、上流・下流関係の存在しない集中に参加する経営者の、取引に関連する各市場に占めるシェアが共に 25% を下回る場合、
- (4) 集中に参加する経営者が中国国外に合併企業を設立し、合併企業が中国国内で経済活動に従事しない場合、
- (5) 集中に参加する経営者が国外企業の持分もしくは資産を買収する場合、当該国外企業が中国国内で経済活動に従事しないこと。
- (6) 2 名以上の経営者が共同支配する合併企業が、集中を通じてその中の 1 名もしくは 1 名以上の経営者により支配される場合。

第3条 本規定第 2 条に合致するが、以下の状況が存在する経営者集中案件は、簡易案件とみなさない。

- (1) 2 名以上の経営者が共同支配する合併会社が、集中を通じてその中の 1 名の経営者に支配され、当該経営者と合併企業が同一関連市場の競争相手に属する場合、

- (2) 経営者集中に係わる関連市場の画定が難しい場合、
- (3) 経営者集中が市場参入、技術の進歩に対して不利な影響をもたらす可能性がある場合、
- (4) 経営者集中が消費者およびその他の関連経営者に対して不利な影響をもたらす可能性がある場合、
- (5) 経営者集中が国民経済の発展に対して不利な影響をもたらす可能性がある場合、
- (6) 商務部が市場競争に対して不利な影響をもたらす可能性があるとして認定したその他の状況。

第4条 以下の状況に合致する経営者集中案件は、商務部が簡易案件に対する認定を撤回することができる。

- (1) 申告者が重要な状況を隠匿または虚偽資料、誤解を招く情報を提供した場合、
- (2) 第三者が、経営者集中が競争を排除、制限する効果を有する、もしくは有する可能性があるとして主張し、関連証拠を提出した場合、
- (3) 商務部が集中取引状況もしくは関連市場の競争状況に重大な変化が発生したことを発見した場合。

第5条 本規定は、商務部が解釈に責任を負う。

第6条 本規定は、2014年2月12日より施行する。

(中国語原文)

商务部
公告 2014 年第 12 号
关于经营者集中简易案件适用标准的暂行规定

为了明确经营者集中简易案件的适用标准，根据《中华人民共和国反垄断法》，商务部制定了《关于经营者集中简易案件适用标准的暂行规定》。现予公布，自 2014 年 2 月 12 日起施行。

中华人民共和国商务部
2014 年 2 月 11 日

关于经营者集中简易案件适用标准的暂行规定

第一条 为了明确经营者集中简易案件的适用标准，根据《中华人民共和国反垄断法》（以下简称《反垄断法》）及有关规定，制定本规定。

第二条 符合下列情形的经营者集中案件，为简易案件：

- （一） 在同一相关市场，所有参与集中的经营者所占的市场份额之和小于 15%；
- （二） 存在上下游关系的参与集中的经营者，在上下游市场所占的份额均小于 25%；
- （三） 不在同一相关市场、也不存在上下游关系的参与集中的经营者，在与交易有关的每个市场所占的份额均小于 25%；
- （四） 参与集中的经营者在中国境外设立合营企业，合营企业不在中国境内从事经济活动；
- （五） 参与集中的经营者收购境外企业股权或资产的，该境外企业不在中国境内从事经济活动；
- （六） 由两个以上经营者共同控制的合营企业，通过集中被其中一个或一个以上经营者控制。

第三条 符合本规定第二条但存在下列情形的经营者集中案件，不视为简易案件：

- （一） 由两个以上经营者共同控制的合营企业，通过集中被其中的一个经营者控制，该经营者与合营企业属于同一相关市场的竞争者；
- （二） 经营者集中涉及的相关市场难以界定；
- （三） 经营者集中对市场进入、技术进步可能产生不利影响；
- （四） 经营者集中对消费者和其他有关经营者可能产生不利影响；
- （五） 经营者集中对国民经济发展可能产生不利影响；

(六) 商务部认为可能对市场竞争产生不利影响的其他情形。

第四条 符合下列情形的经营者集中案件，商务部可以撤销对简易案件的认定：

- (一) 申报人隐瞒重要情况或者提供虚假材料、误导性信息；
- (二) 第三方主张经营者集中具有或可能具有排除、限制竞争效果并提供相关证据；
- (三) 商务部发现集中交易情况或相关市场竞争状况发生重大变化。

第五条 本规定由商务部负责解释。

第六条 本规定自 2014 年 2 月 12 日起施行。